

真岡市保育料表（3号認定子ども）

階層	階層区分		0～2歳児	
			保育標準時間	保育短時間
			保育料（円）	保育料（円）
1	生活保護世帯		0円	0円
2	市民税非課税世帯		0円	0円
3	市民税所得割額	48,600円未満	11,000円	10,800円
4		72,800円未満	16,000円	15,700円
5		97,000円未満	21,000円	20,600円
6		133,000円未満	25,000円	24,500円
7		169,000円未満	33,000円	32,400円
8		235,000円未満	37,000円	36,300円
9		301,000円未満	41,000円	40,300円
10		397,000円未満	48,000円	47,100円
11		464,600円未満	50,000円	49,100円
12		464,600円以上	65,000円	63,800円

◆ 備考

- 1 市民税所得割額とは、地方税法に適用がある、住宅取得控除、寄付金控除、配当控除及び外国税額控除を差し引く前の額とします。
 - 2 18歳未満の児童を現に2人以上育てている場合には、第2子以降の保育料は無料とします。ただし、申請が必要となります。
 - 3 3～5階層の一部（市民税所得割額77,101円未満）のひとり親世帯等の保育料については、第1子は5,000円とし、第2子以降は無料とします。
- ※ 祖父母が同居し生計を一にしている場合、両親の収入で十分生計を立てていけるだけの経済力があれば祖父母の収入は加算しません。しかし、両親の収入で十分生計を立てていけない時は、その家庭の主宰者（最高収入または最高納税者）の収入を加算します。
- ※ 年度途中で満3歳（2号認定）になった児童でも、0～2歳児の保育料が適用になります。
- ※ 3～5歳児（1号・2号）の保育料は、幼児教育・保育無償化により0円となります。